

平成24年度 年次報告の概要



原子力規制委員会

原子力規制委員会の発足・基本方針

➤ 事故の教訓

平成23年3月11日に東京電力福島第一原子力発電所の重大事故が発生。規制当局は『事業者の「虜(とりこ)」となっていた』、『独立性や専門性が欠如』等の厳しい批判。

➤ 原子力規制委員会の発足の趣旨

事故の教訓を踏まえ、原子力利用の「推進」と「規制」を分離し、規制事務の一元化を図るとともに、専門的な知見に基づき中立公正な立場から、独立して原子力安全規制に関する業務を担う行政機関として、平成24年9月19日、原子力規制委員会が発足。

➤ 基本方針

平成25年1月9日、「原子力に対する確かな規制を通じて、人と環境を守ること」を組織の使命として掲げ、独立性、実効性、透明性、専門性、即応性に関する5つの活動原則とともに、原子力規制委員会の組織理念として決定。

原子力規制委員会の組織・予算

原子力規制委員会

…委員長及び委員(4名)

※ 下線は、平成25年4月から所掌する事務等

原子力規制庁

〔平成24年度定員〕

473人 (→平成25年4からは527人)

〔平成24年度予算(補正後)〕

37,755百万円 (+内閣府原子力防災関連予算21,842百万円(補正後))

長官

次長

緊急事態対策監

…緊急時対応の統括(オンサイト対策等)

審議官(3)

原子力地域安全総括官

…災害時の住民の安全確保対策(オフサイト対策)

総務課

…総務、人事、研修、会計、訴訟対応

政策評価・広聴広報課

…政策評価、広聴広報、申告対応、委員会の会務

国際課

…IAEA等国际機関、諸外国との連携

技術基盤課

…原子力の安全規制に関する基準等の策定

原子力防災課

…防災体制の整備、原子力災害対策指針の策定、緊急時の対応、核セキュリティ

監視情報課

…放射線モニタリングの司令塔機能、モニタリングの実施

放射線対策・保障措置課

…放射性同位元素等の使用等の規制、国際約束に基づく保障措置に関する規制

安全規制管理官(5)

…原子炉等規制法の執行等(BWR担当、PWR等担当、試験研究炉等担当、廃棄物等担当、地震等担当)

〔地方の体制〕

原子力規制事務所

(22ヶ所)

…原子炉サイト近傍に、原子力保安検査官(定員152(154)人)、原子力防災専門官(定員30(31)人)を配置

地域原子力安全連絡調整官(5)

…立地県の県庁等に駐在し、関係機関と連携

地方放射線モニタリング対策官(3)

…青森、福井、福島に配置。関係機関と連携

横須賀原子力艦モニタリングセンター

…原子炉を設置した軍艦に係る放射能調査

六ヶ所保障措置センター

…再処理施設等に対する査察等

〔独立行政法人〕

<主管>

原子力安全基盤機構

・原子力施設に関する検査等
・原子力施設の設計に関する安全性の解析及び評価等

<一部共同所管>

放射線医学総合研究所

・放射線安全・緊急被ばく医療研究等

<一部共同所管>

日本原子力研究開発機構

・原子力の安全の確保に関すること

原子力規制委員会の活動状況

1. 開催実績

毎週水曜日を定例として原子力規制委員会を開催。平成24年9月19日から年度末までに計35回開催し、必要な審議、評価、決定等を行った。

2. 検討チーム等の活動

個別施策については、規制委員、規制庁職員及び外部有識者から構成される検討チーム等を立ち上げて検討。会議の透明性・中立性も確保。

- ・発電用軽水型原子炉の新規制基準に関する検討チーム
- ・発電所敷地内破砕帯調査に関する有識者会合
- ・原子力災害事前対策等に関する検討チーム

など17のチーム

原子力施設の安全確保①

1. 東京電力福島第一原発の事故対応

- 深刻な重大事故が発生した東京電力福島第一原子力発電所の安全確保及び同1～4号機の廃炉に向けて、原子力規制委員会は、同発電所を、平成24年11月7日に原子炉等規制法に定める「特定原子力施設」に指定し、「措置を講ずべき事項」を提示。
 - これを受け12月7日に東京電力から提出された実施計画について、外部専門家を含む構成メンバーからなる「特定原子力施設監視・評価検討会」において審議中。
 - 事故後、応急的な設備に依存しており、リスクが高いのが実態。電源設備の一部停電(3/18)、地下貯留槽からの汚染水の漏えい(4/5～)等の事故・トラブルについては、原因調査と対策を東京電力に指示するとともに、同検討会においても対応の適切性について審議中。
-
- 平成25年3月6日、東電福島第一原発事故に関連する健康管理のあり方を提言。

原子力施設の安全確保②

2. 規制の見直し

- 東京電力福島第一原子力発電所事故を踏まえ、シビアアクシデント対策等も含めた、原子力発電所の新基準を検討中。平成25年2月、骨子案についてパブリックコメント募集。さらに、規則条文案の形で改めて1ヶ月間パブリックコメント募集。平成25年7月までに施行予定。

(新基準の骨子案の概要)

- シビアアクシデント(炉心の著しい損傷その他の重大事故)対策(全交流電源喪失に備えた代替電源設備等の配備、緊急時制御室の設置等)を義務づけ
- 地震・津波の評価方法の厳格化。特に津波対策を大幅に強化 等
- 核燃料施設等についても、平成25年12月までの施行に向けて、新基準等の策定作業を開始。
- 規制が実現しようとする「安全目標」について、議論を開始。

原子力施設の安全確保③

3. 発電所敷地内の破砕帯調査

- 原子力規制委員会発足前の調査状況も踏まえ、敦賀、東北東通、大飯の調査を実施中。
- 外部有識者や事業者から意見も聴取した上で、科学的・技術的な根拠に基づき評価する予定。

4. 原子力施設の安全性の点検

- 電気事業法・原子炉等規制法に基づき、それぞれ18施設、5施設で定期検査を実施。
- 原子炉等規制法に基づき、保安規定の遵守状況の検査(保安検査)を、62施設について実施。
- 原子炉等規制法に基づき報告のあった故障トラブルは7件。

危機管理体制の整備と事故時の影響緩和①

1. 原子力災害対策の体制整備

- 原子力規制委員会の設置に合わせ、原子力基本法、原子力災害対策特別措置法等の関連法令を改正。「原子力防災会議」「原子力災害対策本部」など政府の新たな原子力災害対策の枠組みを構築。
- 原子力災害発生時の対応について、関係省庁の具体的な活動要領を定めるため、平成24年10月19日、原子力災害対策マニュアルを策定。

危機管理体制の整備と事故時の影響緩和②

2. 原子力災害対策指針の策定

- 平成24年10月31日、原子力災害対策指針を策定。さらに、平成25年2月27日、避難等を行う具体的な基準を盛り込むために指針を改定。
 - ・原子力施設が緊急事態になった場合、放射性物質の放出前の段階から、原子力発電所周辺5km圏(PAZ)の住民は即時避難。
 - ・5km～30km圏(UPZ)の住民は、まずは屋内退避を行い、その上で、事態の進展に応じ、放射線モニタリング結果を防護措置実施基準(OIL)に照らした判断の下で、順次避難を実施。
 - ・自力避難が困難な要援護者に対する配慮 等
- 指針を受け、地方自治体が地域防災計画を策定。対象自治体の約4分の3まで策定を終えており、引き続き支援。

危機管理体制の整備と事故時の影響緩和③

3. 緊急時対応への取組

- 平成24年9月19日、警戒事象が発生した際の「原子力規制委員会初動対応マニュアル」を決定。
- 現地参加訓練、参集訓練、官邸との情報伝達訓練等を実施。
- 事故の際に適切に環境モニタリングが実施できるよう、地方放射線モニタリング対策官事務所にモニタリングカーを配備。

4. 環境モニタリング・核セキュリティ

- 環境モニタリング結果について、1週間ごとに解析。
- 核セキュリティに関し、45件の核物質防護規定の変更認可等を実施。平成25年3月4日、「核セキュリティに関する検討会」を開催。

原子力規制行政の信頼の確保に向けた取組①

1. 透明性・中立性の確保

- 原子力規制委員会及び検討チーム等の会議の議事（傍聴・生中継）、議事録及び資料の原則公開。
- 被規制者との面談の概要等の原則公開。
- 行政文書の積極的公開。
- 幅広く積極的に記者会見を実施（定例は原子力規制委員会委員長／週1回、原子力規制庁報道官／週2回）。
- 意思決定に関与する者の中立性を確保するため、検討チーム等に参画する外部有識者の選定に当たっての要件等を策定（事業者との関係を情報公開等）。

原子力規制行政の信頼の確保に向けた取組②

2. 独立性の確保、孤立・独善の防止

- 原子力規制委員会は、独立性の高い「3条委員会」として設置。「何ものにもとらわれず、科学的・技術的な見地から、独立して意思決定を行う。」とともに、「国内外の多様な意見に耳を傾け、孤立と独善を戒める。」ことを行動原則に掲げる。
- 検討チーム等において、外部有識者を構成員に含め、その知見を活用。それ以外の専門家や関係事業者からのヒアリングも積極的に実施（総計で24回のヒアリングを実施）。
- 委員会において、事故調査委員会やNPO活動に携わる方々との意見交換、諸外国の規制機関等との意見交換を実施。
- 関係の専門家や事業者等との面談についても、情報を公開し、透明性を十分に確保することを前提としつつ、積極的に実施。
- 基準、指針の策定に向けて、計7件のパブリックコメントを実施。特に、新規制基準に関しては、骨子案の段階から積極的にパブリックコメントを実施。
- ウェブサイト内の意見受付用ページやコールセンターを設け、インターネットや電話を通じて、日常的に国民の意見・質問を受け付け。

原子力規制行政の信頼の確保に向けた取組③

3. 人材の確保・専門性の向上、組織体制の強化

- 規制当局が事業者の「虜(とりこ)」とならないためには、専門性を有する人材を必要な規模で確保し、また、継続的にその専門性を向上させていくことが必要。
- このため、まずは現在の職員の専門性の向上のため、職員向けの研修プログラムを設け、計画的に実施。
- 国内の関連大学院へ職員3名を派遣。NRC等の海外の原子力規制機関やIAEA等の国際機関への職員の派遣に向けて準備中。
- 専門的な知識や経験を有する者を年度途中においても13人採用。平成25年度以降を見据えた新卒・中途採用の活動を開始。
- 原子力安全基盤機構が行う業務を原子力規制委員会に行わせるため、可能な限り速やかに原子力安全基盤機構を廃止するものとし、原子力安全基盤機構の職員である者が原子力規制庁の相当の職員となることを含め、このために必要となる法制上の措置を速やかに講ずるものとする。このほか、原子力利用における安全の確保に関するより効率的かつ効果的な規制が行えるよう、独立行政法人その他の関係団体の組織及び業務の在り方について検討を加え、その結果に基づき必要な措置を講ずるものとする。

原子力規制行政の信頼の確保に向けた取組④

4. 国際的な取組

- 平成24年10月、原子力規制委員会委員が米、英、仏の原子力規制機関及び国際原子力機関(IAEA)を訪問。
- 平成24年12月、「原子力安全に関する福島閣僚会議」において、原子力規制委員会委員長が情報発信。
- 米、仏との間で原子力安全の協力に関する従来の二国間取決めが引き続き有効なものであることを確認するための覚書に調印。
- 米、英、仏の原子力規制機関のトップとしての経験、国際的な幅広い活動歴を有する3名の有識者を国際アドバイザーに委嘱。